情報システムセキュリティ対策方針
（株式会社中原建設）

第１条（目的）

本方針は、株式会社中原建設（以下「当社」という。）が保有する情報資産を、不正アクセス、漏えい、改ざん、紛失等の脅威から保護し、業務の安全かつ安定した運営を確保することを目的とする。

第２条（適用範囲）

本方針は、当社の全従業員および協力会社を含むすべての関係者に適用する。

第３条（情報セキュリティ管理体制）

当社は、情報セキュリティ管理責任者を任命し、社内の情報セキュリティ体制を構築・運用・改善する。また、定期的に管理状況を点検し、必要に応じて是正措置を講じる。

第４条（組織的対策）

1. 社内システムおよびデータへのアクセス権限を明確にし、必要最小限の権限のみ付与する。

2. 操作ログを取得・保存し、不正アクセスや誤操作の防止を図る。

3. 定期的にデータのバックアップを実施し、災害や障害発生時に備える。

4. 情報漏えい発生時の報告・対応手順を整備する。

第５条（人的対策）

1. 従業員に対して、情報セキュリティ教育を年１回以上実施する。

2. 不審メール・不正サイトへのアクセスを禁止し、日常的な注意喚起を行う。

3. 退職・異動時には、速やかにシステム利用権限を削除する。

4. 協力会社や外部委託先にも秘密保持契約を締結し、同等の管理を求める。

第 6 条（技術的対策）

1. ファイアウォール、ウイルス対策ソフト、侵入検知システム等を適切に運用する。

2. 社内ネットワークへの接続は、認証制御を行い、外部からの不正アクセスを防止する。

3. システムやソフトウェアの脆弱性対応を定期的に実施し、最新状態を維持する。

4. データ通信および保存データは暗号化を行い、第三者による閲覧を防止する。

第 7 条（物理的対策）

1. サーバー・通信機器は施錠管理された場所に設置する。

2. 機密資料やバックアップ媒体は鍵付き保管庫に保管する。

3. ノートパソコン等の端末は盗難防止措置を講じる。

第 8 条（継続的改善）

当社は、技術の進歩および社会情勢の変化に応じて、本方針および管理体制を定期的に見直し、継続的に改善する。